

市議会定例会議案

山形市

議 案 目 次

議案番号	件 名
議第63号	令和6年度山形市一般会計補正予算
議第64号	令和6年度山形市駐車場事業会計補正予算
議第65号	水槽付消防ポンプ自動車の購入について
議第66号	特殊災害対応車兼用緊急搬送車の購入について
議第67号	高規格救急自動車の購入について（西消防署天神町出張所）
議第68号	高規格救急自動車の購入について（東消防署蔵王温泉出張所）
議第69号	除雪車の購入について
議第70号	電子黒板の購入について（山形市立第一小学校ほか13校）
議第71号	電子黒板の購入について（山形市立第五小学校ほか13校）
議第72号	電子黒板の購入について（山形市立東小学校ほか20校）
議第73号	工事請負契約の締結について（市道中野南線銅谷口橋整備工事（上部工））
議第74号	山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
議第75号	山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議第76号	山形市市税条例の一部改正について
議第77号	山形市デイサービスセンター条例の一部改正について
議第78号	山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について
議第79号	山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて
議第80号	山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について
議第81号	山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について
議第82号	山形市保健衛生関係手数料条例の一部改正について
報第1号	専決処分の承認について（山形市市税条例の一部改正について）
報第2号	専決処分の承認について（山形市国民健康保険税条例の一部改正について）

議 第 63 号

令和 6 年度山形市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山形市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,480,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 6 日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		18,330,951 ^{千円}	310,229 ^{千円}	18,641,180 ^{千円}
	2 国庫補助金	5,792,569	310,229	6,102,798
16 県支出金		7,558,843	34,440	7,593,283
	1 県負担金	4,644,074	3,100	4,647,174
	2 県補助金	2,221,056	31,340	2,252,396
19 繰入金		2,552,694	349,135	2,901,829
	2 基金繰入金	2,134,480	349,135	2,483,615
21 諸収入		5,865,441	353,815	6,219,256
	5 雑入	1,835,927	353,815	2,189,742
22 市債		4,492,500	314,600	4,807,100
	1 市債	4,492,500	314,600	4,807,100
歳入合計		102,118,000	1,362,219	103,480,219

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,200,605 ^{千円}	400,618 ^{千円}	9,601,223 ^{千円}
	1 総務管理費	3,539,290	22,321	3,561,611
	3 戸籍住民基本台帳費	463,069	2,937	466,006
	7 企画費	1,771,227	117,891	1,889,118
	8 文化スポーツ費	2,064,395	257,469	2,321,864
3 民生費		42,348,594	195,558	42,544,152
	2 児童福祉費	18,144,448	195,558	18,340,006
4 衛生費		8,174,597	509,142	8,683,739
	1 保健衛生費	4,031,781	509,142	4,540,923
5 労働費		409,448	20,673	430,121
	1 労働福祉費	409,448	20,673	430,121
6 農林水産業費		1,924,832	35,017	1,959,849
	1 農業費	1,597,629	35,017	1,632,646
7 商工費		6,702,808	59,916	6,762,724
	1 商工費	6,632,541	59,916	6,692,457
8 土木費		11,619,928	105,214	11,725,142
	2 道路橋りょう費	3,749,233	50,430	3,799,663
	4 都市計画費	3,226,264	54,784	3,281,048
10 教育費		8,994,554	36,081	9,030,635
	2 小学校費	1,487,550	21,799	1,509,349
	4 高等学校費	1,418,786	9,992	1,428,778
	6 社会教育費	1,103,365	4,290	1,107,655
歳出合計		102,118,000	1,362,219	103,480,219

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
標準化対応・ガバメントクラウド移行事業 (戸籍・戸籍附票システム)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 256,710
やまがたクリエイティブシティセンター Q1空調設備改修事業	令和7年度	37,524
西部工業団地公園内 スポーツ施設整備事業 (ソフトボール場等整備工事)	令和7年度から 令和9年度まで	1,758,000

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧 双 葉 小 学 校 法 面 補 強 事 業	18,500 <small>千円</small>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合によ り償還年限を短縮し、繰 上償還をし、又は低利債 に借り換えることができ る。

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
庁 舎 整 備 事 業	83,200 <small>千円</small>	85,500 <small>千円</small>
やまがたクリエイティブ シティセンターQ1整備事業	3,300	27,800
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	30,300	212,500
保 育 施 設 整 備 事 業	4,900	50,800
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	616,000	629,500
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	94,800	109,500
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	96,100	109,100

議 第 64 号

令和 6 年度山形市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度山形市の駐車場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ583,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 6 月 6 日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 0	千円 19,845	千円 19,845
	1 繰入金	0	19,845	19,845
5 市債		0	5,700	5,700
	1 市債	0	5,700	5,700
歳入合計		558,443	25,545	583,988

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 278,882	千円 25,545	千円 304,427
	1 駐車場管理費	278,882	25,545	304,427
歳出合計		558,443	25,545	583,988

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐 車 場 整 備 事 業	^{千円} 5,700	普通貸借 又は証券 発行	[%] 借入先との 協定による。	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

議第65号

水槽付消防ポンプ自動車の購入について

次のとおり、水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 名 称 | 水槽付消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金96,866,900円 |
| 4 | 購 入 先 | 株式会社長谷川ポンプ製作所 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

水槽付消防ポンプ自動車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第66号

特殊災害対応車兼用緊急搬送車の購入について

次のとおり、特殊災害対応車兼用緊急搬送車を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 名 称 | 特殊災害対応車兼用緊急搬送車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金17,600,000円 |
| 4 | 購入先 | 西東北日野自動車株式会社山形支店 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

特殊災害対応車兼用緊急搬送車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第67号

高規格救急自動車の購入について

次のとおり、高規格救急自動車を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金35,707,750円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形トヨタ自動車株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

高規格救急自動車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第68号

高規格救急自動車の購入について

次のとおり、高規格救急自動車を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金39,657,661円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形日産自動車株式会社本社店 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

高規格救急自動車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第69号

除雪車の購入について

次のとおり、除雪車を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 購入金額 | 金15,950,000円 |
| 4 | 購 入 先 | 日本キャタピラー合同会社山形営業所 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

除雪車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第70号

電子黒板の購入について

次のとおり、電子黒板を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称 | 電子黒板 |
| 2 | 数 量 | 200台 |
| 3 | 購入金額 | 金41,125,678円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形パナソニック株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

電子黒板を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第71号

電子黒板の購入について

次のとおり、電子黒板を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称 | 電子黒板 |
| 2 | 数 量 | 213台 |
| 3 | 購入金額 | 金43,697,526円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形パナソニック株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

電子黒板を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第72号

電子黒板の購入について

次のとおり、電子黒板を購入する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称 | 電子黒板 |
| 2 | 数 量 | 197台 |
| 3 | 購入金額 | 金41,174,116円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形パナソニック株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

電子黒板を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第3条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第73号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- 1 契約の目的 市道中野南線銅谷口橋整備工事（上部工）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 請負金額 金181,500,000円
- 4 契約の相手方 渋谷建設・高橋土建建設工事共同企業体

理由

市道中野南線銅谷口橋整備工事（上部工）について、渋谷建設・高橋土建建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第2条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第74号

山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

山形市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(山形市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 山形市一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和29年市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
ア 8級の職務にある者	円 2,600	円 14,800	円 2,600
イ 7級の職務にある者	円 2,600	円 13,100	円 2,600
ウ 4級以上6級以下の職務にある者	円 2,200	円 13,100	円 2,200
エ アからウまでに掲げる職務以外の職務にある者	円 2,200	円 10,900	円 2,200

(山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例(昭和32年市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの項中「14,800」を「16,500」に改め、同表イの項中「13,100」を「14,800」に改める。

(山形市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部

改正)

第3条 山形市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「13, 100」を「14, 800」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（山形市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の山形市一般職の職員等の旅費に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の山形市特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（山形市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の山形市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理 由

物価高騰等による影響を鑑み、職員が公務により出張等を行う場合の宿泊料について見直しをしようとするものである。

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表15の項支給の範囲の欄第5号中「第47条第1項」の次に「及び第5項」を加え、「指導業務」を「援助業務」に改め、同表に次のように加える。

		(1) 職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において行う次に掲げる作業に従事したとき。 ア 避難所等の運営に関する作業（規則で定める場合に限る。） イ り災証明に係る家屋調査に関する作業 ウ 避難所等における避難者の健康管理に関する作業	著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。	日額 2,160円	
			上記以外の区域において行うとき。	日の出から日没までの時間帯において行うとき。	日額 1,080円
				日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。	日額 1,620円

<p>(2) 職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある次に掲げる現場において行う巡回監視に従事したとき。</p> <p>ア 河川の堤防等</p> <p>イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</p>	<p>著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。</p>		<p>日額</p> <p>1,420円</p>
	<p>上記以外の区域において行うとき。</p>	<p>日の出から日没までの時間帯において行うとき。</p>	<p>日額 710円</p>
		<p>日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。</p>	<p>日額</p> <p>1,065円</p>
<p>(3) 職員が、(2)の現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。</p>	<p>著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。</p>		<p>日額</p> <p>2,160円</p>
	<p>上記以外の区域において行うとき。</p>	<p>日の出から日没までの時間帯において行うとき。</p>	<p>日額</p> <p>1,080円</p>
		<p>日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。</p>	<p>日額</p> <p>1,620円</p>

		(4) 職員が、噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域その他規則で定める地域において行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督、測量、測定の監督等の作業に従事したとき。	著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。	日額 2,160円		
			上記以外の区域において行うとき。	日の出から日没までの時間帯において行うとき。	日額 1,080円	
				日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。	日額 1,620円	
		(5) 職員が、(1)から(4)までに掲げる作業に相当する作業で市長が認めるものに従事したとき。	著しく危険な区域として規則で定める区域において行うとき。		日額 2,160円 を超えない範囲で市長が定める額	
				上記以外の区域において行うとき。	日の出から日没までの時間帯において行うとき。	日額 1,080円 を超えない範囲で市長が定める額
					日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うとき。	日額 1,620円 を超えない範囲で市長が定める額

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の別表15の項の規定は令和6年4月1日から、改正後の別表18の項の規定は同年1月1日から適用する。

理 由

異常な自然現象により災害が発生した場合に現場で応急作業等を行う職員に対して特殊勤務手当を支給しようとするものである。

議第76号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号イ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第43条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第6条の2を削り、附則第6条の3を附則第6条の2とする。

附則第8条の7の次に次の1条を加える。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第19条、第21条から第22条の3まで、附則第6条の3第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第9条第3項中「及び附則第8条の5第1項」を「、附則第8条の5第1項及び前条」に、「とする」を「と、前条中「附則第8条の4及び」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第11条の2中第16項を第17項とし、第7項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合

は、7分の6とする。

附則第20条第3項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第21条第3項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第22条第3項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第25条第5項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第26条第2項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第26条の3第2項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第26条の4第2項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改め、同条第5項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第26条の5第2項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改め、同条第5項第5号中「附則第8条の5」の次に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第43条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第22条第1項の改正規定及び附則第6条の2を削り、附則第6条の3を附則第6条の2とする改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の山形市市税条例第22条第1項第3号イの規定の適用については、同号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の山形市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の改正に伴い、個人市民税の特別税額控除の実施、固定資産税の課税標準の軽減割合の設定など、所要の改正を行おうとするものである。

議第77号

山形市デイサービスセンター条例の一部改正について

山形市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

山形市デイサービスセンター条例（平成5年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表山形市漆山デイサービスセンターの項を削る。

第3条第2号中「山形市漆山デイサービスセンター及び」を削る。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

理 由

市内における介護サービスの供給状況を踏まえ、漆山デイサービスセンターを廃止しようとするものである。

議第78号

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第

2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、小規模保育事業等における職員の配置基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第79号

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、保育所における職員の配置基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第80号

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成31年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、同
表満4歳以上の子どもの項中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第5条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

理 由

内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員の配置基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第 8 1 号

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 3 0 年市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項の表 3 の項中「2 0 人」を「1 5 人」に、同表 4 の項中「3 0 人」を「2 5
人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障
を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 6 条第 3 項の規定は、適用しない。こ
の場合において、この条例による改正前の山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職
員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以
後においても、なおその効力を有する。

理 由

内閣府・文部科学省・厚生労働省令の改正に伴い、幼保連携型認定こども園における職員の配置基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第 8 2 号

山形市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

山形市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

山形市保健衛生関係手数料条例（平成 3 0 年市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中 6 7 の項を 6 9 の項とし、6 4 の項から 6 6 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 6 3 の項中「6 4 の項から 6 7 の項まで」を「6 6 の項から 6 9 の項まで」に改め、同項を同表 6 5 の項とし、同表中 6 2 の項を 6 4 の項とし、4 6 の項から 6 1 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 4 5 の項中「4 6 の項、5 4 の項及び 5 5 の項」を「4 8 の項、5 6 の項及び 5 7 の項」に改め、同項を同表 4 7 の項とし、同表 4 4 の項を同表 4 6 の項とし、同表 4 3 の項中「4 4 の項、5 4 の項及び 5 5 の項」を「4 6 の項、5 6 の項及び 5 7 の項」に改め、同項を同表 4 5 の項とし、同表中 4 2 の項を 4 4 の項とし、3 8 の項から 4 1 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 3 7 の項中「4 8 の項から 5 5 の項まで」を「5 0 の項から 5 7 の項まで」に、「3 8 の項から 4 2 の項まで」を「4 0 の項から 4 4 の項まで」に、「5 0 の項から 5 3 の項まで」を「5 2 の項から 5 5 の項まで」に改め、同項を同表 3 9 の項とし、同表 3 6 の項を同表 3 8 の項とし、同表 3 5 の項中「3 6 の項から 4 7 の項まで」を「3 8 の項から 4 9 の項まで」に改め、同項を同表 3 7 の項とし、同表中 3 4 の項を 3 6 の項とし、2 の項から 3 3 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2	食品衛生法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく営業の許可に係る許可証の書換え交付	食品営業許可証書換え交付手数料	2, 0 0 0 円
3	食品衛生法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく営業の許可に係る許可証の再交付	食品営業許可証再交付手数料	2, 5 0 0 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 改正後の別表2の項及び3の項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

理 由

食品衛生法の改正を踏まえ、食品営業の許可に係る許可証の書換え交付及び再交付の申請手数料を定めようとするものである。

報第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤孝弘



専第9号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

山形市長 佐藤 孝 弘

別紙

山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の4の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第19条、第21条から第22条の3まで、附則第6条の3第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第22条第2項、第37条の5第1項及び前条の規定の適用については、第22条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第37条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第31条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を

4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはでないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはでないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはでないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第37条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第37条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第37条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第37条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所

得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、

第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第37条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第37条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31

日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第37条の5第2項の規定により読み替えられた第37条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第37条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
 - 5 令和6年度分の個人の市民税につき第37条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

附則第9条第2項中「前条」を「附則第8条の4」に改め、同条第3項中「第22条の3第1項」の次に「及び附則第8条の5第1項」を加え、「同項中」を「第22条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第9条第2項及び」とする」に改める。

附則第11条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15

条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第11条の11を附則第11条の12とする。

附則第11条の10中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同条を附則第11条の11とする。

附則第11条の9中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条を附則第11条の10とする。

附則第11条の8中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同条を附則第11条の9とする。

附則第11条の7中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条を附則第11条の8とする。

附則第11条の6中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条を附則第11条の7とする。

附則第11条の5中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条を附則第11条の6とし、附則第11条の4を附則第11条の5とし、附則第11条の3の次に次の1条を加える。

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の特例等)

第11条の4 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前条の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前条の規定にかかわらず、法附則第15条の7第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年

度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第 号」に、「附則第22条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第19条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第4項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第20条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第25条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第26条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の4第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第26条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の5第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第26条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の5第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第26条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第27条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第28条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度

まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第29条中「第10項」を「第9項」に、「第14項から第18項まで」を「第13項から第17項まで」に、「第20項」を「第19項」に、「第21項」を「第20項」に、「第25項」を「第24項」に、「第28項」を「第27項」に、「第32項から第36項まで」を「第31項から第34項まで」に、「第39項」を「第37項」に、「第40項若しくは第44項」を「第42項若しくは第45項」に改める。

附則第30条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第31条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「附則第22条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項

に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に
対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

山形市長 佐藤孝弘



専第10号

山形市国民健康保険税条例の一部改正について

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

山形市長 佐藤 孝弘

別紙

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山形市国民健康保険税条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第20条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。